

消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書

政府は、本年10月1日から消費税率を10%へ引き上げる動きである。

総務省家計調査では、2014年4月の消費税8%増税前との比較で、2人以上世帯の消費支出は年間21万円減少し、労働者の実質賃金も年間18万円減少している。受取年金も毎年のように縮減され、国保や介護保険料など社会保障費も毎年のように高騰を続けている。

日銀の調査では、全国の35%の世帯が「貯蓄なし」の状況であり、消費税増税が実施されると家計負担が、新たに2兆2千億円増えるとの試算結果を公表している。こうした下での消費税引き上げは、景気を悪化させ、国民生活に大きな打撃を与えることになる。

沖縄県の試算(2013年)では、消費税率が10%になると4人世帯で年間平均34万6千円の消費税負担になると言われている。特に本県は、生活保護世帯が2万8,306世帯(2017年)と過去最多となり、人口比では全国4番目の高さである。さらに全国最下位の県民所得という厳しい環境の中で、消費税が増税されると県経済と県民生活に重大な影響を及ぼす。加えて税率引き上げと同時に実施が予定されている「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞は、8%に据え置くというものだが、製造コストや輸送コストは当然10%になり、商品の値段は確実に値上がりする。すでに昨年中から、食料品や新聞各社など大手企業の値上げが始まっている。また、食料品の販売方法による8%と10%の区分整理や請求・領収実務、レジ対策など、過大な実務負担が加わることになる。

日本国憲法は、応能負担原則に則った税制の確立を政府に要請している。そもそも消費税は、低所得者に負担が重い不公平な税金と言われ、社会保障財源としてはふさわしくない。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切り替え、法人税率の見直しや大企業・大資産家に応分の負担を求める方向で、財政再建を考える必要がある。

よって、政府においては、10月1日からの消費税率の10%への引き上げを中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣